

福岡県公報

令和五年十一月七日
第四百四十五号
増刊
①

目次

規則 (第四十三号)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) …………… 一

告示 (第七百二号)

○収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計管理局会計課) …………… 一

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十一月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十三号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則 (昭和五十二年福岡県規則第二十七号) の一部を次のように改正する。

別表第二野球場の照明の項中「四、八〇〇円」を「三、四九〇円」に、同表多目的広場の照明の項中「二、〇八〇円」を「一、五五〇円」に、「一、〇四〇円」を「七七〇円」に、「八三〇円」を「六一〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第七百二号

収納代理金融機関の指定 (平成五年一月福岡県告示第二十一号) の一部を次のように

改正し、令和五年十二月一日から施行する。

令和五年十一月七日

一の表収納代理金融機関名の欄中「佐賀共栄銀行」を削る。

福岡県知事

服部 誠太郎

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)